

令和5年度和歌山県一般会計補正予算及び  
各特別会計補正予算

和 歌 山 県



## 目 次

令和5年度和歌山県一般会計補正予算	1
令和5年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算	31
令和5年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	35
令和5年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算	39
令和5年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算	43
令和5年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算	47
令和5年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	51
令和5年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	55
令和5年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	59
令和5年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算	63
令和5年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	67
令和5年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	75
令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	81
令和5年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算	85
令和5年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	87
令和5年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算	91



## 令和 5 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 5 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,102,198 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 678,606,479 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 98,272,300	千円 4,429,100	千円 102,701,400
	1 県 民 税	34,125,000	287,000	34,412,000
	2 事 業 税	20,847,000	△87,000	20,760,000
	3 地 方 消 費 税	22,044,000	4,415,000	26,459,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,724,000	77,000	1,801,000
	5 県 た ば こ 税	1,061,000	86,000	1,147,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	331,000	△31,000	300,000
	7 軽 油 引 取 税	6,353,000	△493,000	5,860,000
	8 自 動 車 税	11,774,000	116,000	11,890,000
	10 狩 猟 税	13,200	△400	12,800
	11 旧 法 に よ る 税	—	59,500	59,500
2 地方消費税清算金		46,518,000	△1,869,000	44,649,000
	1 地方消費税清算金	46,518,000	△1,869,000	44,649,000
3 地方譲与税		18,329,000	1,166,000	19,495,000
	1 特別法人事業譲与税	16,057,000	1,335,000	17,392,000
	2 地方揮発油譲与税	1,921,000	△175,000	1,746,000
	3 石油ガス譲与税	75,000	10,000	85,000
	4 自動車重量譲与税	115,000	2,000	117,000
	5 森林環境譲与税	144,000	△2,000	142,000
	6 航空機燃料譲与税	17,000	△4,000	13,000
4 地方特例交付金		474,000	86,552	560,552
	1 地方特例交付金	474,000	86,552	560,552
5 地方交付税		183,327,604	7,458,830	190,786,434
	1 地方交付税	183,327,604	7,458,830	190,786,434
6 交通安全対策特別交付金		189,000	△34,000	155,000
	1 交通安全対策特別交付金	189,000	△34,000	155,000
7 分担金及び負担金		1,524,732	△58,364	1,466,368
	1 分 担 金	34,132	184	34,316
	2 負 担 金	1,490,600	△58,548	1,432,052

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		千円 5,696,651	千円 △50,695	千円 5,645,956
	1 使用料	4,428,080	△64,549	4,363,531
	2 手数料	1,268,571	13,854	1,282,425
9 国庫支出金		136,828,729	△22,228,587	114,600,142
	1 国庫負担金	48,620,310	△4,302,646	44,317,664
	2 国庫補助金	87,110,819	△17,523,604	69,587,215
	3 委託金	1,097,600	△402,337	695,263
10 財産収入		505,351	△16,930	488,421
	1 財産運用収入	137,110	7,310	144,420
	2 財産売却収入	368,241	△24,240	344,001
11 寄附金		150,778	21,220	171,998
	1 寄附金	150,778	21,220	171,998
12 繰入金		17,011,239	△5,830,533	11,180,706
	1 特別会計繰入金	278,274	266,637	544,911
	2 基金繰入金	16,732,965	△6,097,170	10,635,795
13 繰越金		1	18,098,867	18,098,868
	1 繰越金	1	18,098,867	18,098,868
14 諸収入		91,412,792	51,268	91,464,060
	1 延滞金、加算金及び過料等	133,706	16,174	149,880
	2 県預金利子	127	△24	103
	3 貸付金元利収入	84,498,329	△3,309	84,495,020
	4 収益事業収入	2,914,204	△179,132	2,735,072
	5 受託事業収入	277,888	△74,381	203,507
	6 雑収入	3,588,538	291,940	3,880,478
15 県債		88,468,500	△11,325,926	77,142,574
	1 県債	88,468,500	△11,325,926	77,142,574
<b>歳入合計</b>		<b>688,708,677</b>	<b>△10,102,198</b>	<b>678,606,479</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,257,654	千円 △34,469	千円 1,223,185
	1 議 会 費	1,257,654	△34,469	1,223,185
2 総 務 費		34,807,943	18,181,006	52,988,949
	1 総 務 管 理 費	13,782,169	21,867,245	35,649,414
	2 企 画 費	7,095,517	△620,349	6,475,168
	3 徴 税 費	5,168,735	△567	5,168,168
	4 市 町 村 振 興 費	902,888	△121,592	781,296
	5 選 挙 費	1,000,531	△627,005	373,526
	6 防 災 費	5,477,488	△2,255,232	3,222,256
	7 統 計 調 査 費	325,526	△15,283	310,243
	8 人 事 委 員 会 費	155,230	△11,861	143,369
	9 監 査 委 員 費	174,836	△10,202	164,634
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	560,444	△12,442	548,002
	11 自 然 保 護 費	164,579	△11,706	152,873
3 民 生 費		84,349,033	△2,455,360	81,893,673
	1 社 会 福 祉 費	64,029,573	△2,087,618	61,941,955
	2 児 童 福 祉 費	16,328,240	△368,187	15,960,053
	3 生 活 保 護 費	3,661,315	△24,023	3,637,292
	4 災 害 救 助 費	329,905	24,468	354,373
4 衛 生 費		43,768,645	△18,354,357	25,414,288
	1 公 衆 衛 生 費	30,969,335	△15,894,736	15,074,599
	2 環 境 衛 生 費	1,235,423	△172,914	1,062,509
	3 保 健 所 費	1,570,283	△101,965	1,468,318
	4 医 薬 費	8,841,480	△2,160,912	6,680,568
	5 環 境 対 策 費	1,152,124	△23,830	1,128,294
5 労 働 費		1,248,540	△144,171	1,104,369
	1 労 政 費	372,822	△1,052	371,770
	2 職 業 訓 練 費	782,991	△143,063	639,928
	3 労 働 委 員 会 費	92,727	△56	92,671
6 農 林 水 産 業 費		28,845,759	△2,271,629	26,574,130
	1 農 業 費	6,522,873	△766,000	5,756,873

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	744,670	△17,506	727,164
	3 農地費	7,175,222	126,517	7,301,739
	4 林業費	8,395,794	△1,421,237	6,974,557
	5 水産業費	4,243,600	△72,967	4,170,633
	6 試験研究費	1,763,600	△120,436	1,643,164
7 商工費		96,339,480	△2,022,478	94,317,002
	1 商業費	88,679,861	△475,831	88,204,030
	2 工鉱業費	6,497,993	△1,390,352	5,107,641
	3 観光費	1,161,626	△156,295	1,005,331
8 土木費		118,461,066	△3,883,357	114,577,709
	1 土木管理費	4,018,845	△692,319	3,326,526
	2 道路橋りょう費	60,597,182	952,761	61,549,943
	3 河川海岸費	36,107,788	△3,260,999	32,846,789
	4 港湾費	10,452,249	△866,527	9,585,722
	5 都市計画費	5,397,718	△16,273	5,381,445
9 警察費		28,391,950	18,070	28,410,020
	1 警察管理費	24,672,928	135,126	24,808,054
	2 警察活動費	3,719,022	△117,056	3,601,966
10 教育費		108,597,394	△1,441,374	107,156,020
	1 教育総務費	13,222,560	251,607	13,474,167
	2 小学校費	30,846,024	△1,182,164	29,663,860
	3 中学校費	16,965,216	14,352	16,979,568
	4 高等学校費	21,213,123	△361,539	20,851,584
	5 特別支援学校費	13,960,592	212,314	14,172,906
	6 社会教育費	3,368,783	△186,644	3,182,139
	7 保健体育費	1,784,812	△90,658	1,694,154
	8 大学費	7,236,284	△98,642	7,137,642
11 災害復旧費		21,015,490	△5,112,120	15,903,370
	1 農林水産施設災害復旧費	4,797,965	△2,425,480	2,372,485
	2 土木施設災害復旧費	16,115,630	△2,650,435	13,465,195
	3 文教施設災害復旧費	65,135	△37,184	27,951
	4 社会福祉施設災害復旧費	36,760	979	37,739

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		千円 71,753,008	千円 3,715,808	千円 75,468,816
	1 公債費	71,753,008	3,715,808	75,468,816
13 諸支出金		49,672,715	3,702,233	53,374,948
	1 地方消費税清算金	22,311,000	4,278,000	26,589,000
	2 利子割交付金	54,648	△2,474	52,174
	3 法人事業税交付金	1,515,591	60,000	1,575,591
	4 地方消費税交付金	23,340,000	△917,000	22,423,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	231,700	△21,700	210,000
	6 自動車取得税交付金	1	39,613	39,614
	7 環境性能割交付金	349,268	75,317	424,585
	9 配当割交付金	1,145,826	△111,265	1,034,561
	10 株式等譲渡所得割交付金	724,680	301,742	1,026,422
	<b>歳出合計</b>		<b>688,708,677</b>	<b>△10,102,198</b>

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
2 総務費			55,204
	6 防災費		55,204
		総合防災情報システム運営 LPガス料金高騰対策支援(第2期)	52,660 2,544
3 民生費			1,152,279
	1 社会福祉費		1,141,847
		障害者福祉振興	96,000
		障害者支援施設整備	449,800
		グループホーム充実支援	27,100
		老人福祉施設整備	50,232
		介護人材定着促進	226,493
		介護職員処遇改善支援	288,000
隣保館整備	4,222		
2 児童福祉費		10,432	
	放課後児童健全育成対策等施設整備	10,432	
4 衛生費			746,293
	1 公衆衛生費		675,477
		感染症対策	675,477
	2 環境衛生費		70,816
		水道施設整備指導	42,366
水道応急給水車両緊急整備		28,450	
6 農林水産業費			1,410,754
	1 農業費		913,350
		農業活性化支援	684,350
		わかやまブランド支援	229,000
	3 農地費		203,309
		県営畑地帯総合整備	35,995
基幹水利施設ストックマネジメント		25,625	
県営水利施設等保全高度化		99,277	
	県営農業基盤整備促進	14,350	

		団体営農地耕作条件改善	21,379
		団体営農業水路等長寿命化	6,683
	4 林業費		130,404
		災害関連緊急治山	79,834
		県土防災対策治山	47,925
		県有林経営管理	2,645
	5 水産業費		138,096
		沿岸漁業の再生を目指した漁場整備	11,200
		漁港管理	7,500
		漁港海岸整備	48,752
		漁村環境整備	10,503
		漁港維持修繕	60,141
	6 試験研究費		25,595
		畜産試験場運営	25,595
7 商工費			327,308
	2 工鉱業費		277,516
		あやの台北部用地開発	272,016
		サービス産業誘致促進	5,500
	3 観光費		49,792
		国際観光推進	49,792
8 土木費			6,542,527
	1 土木管理費		41,410
		盛土等規制対策	30,971
		住宅耐震化促進	2,331
		緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援	8,108
	2 道路橋りょう費		2,997,287
		道路調査	35,054
		道路管理	24,306
		道路災害防除	17,130
		交通安全施設等整備	185,271
		道路維持	1,282,504
		市町村道路事業補助	4,000
		広域地方計画道路改良	58,600

		地方特定道路整備	970,430
		半島振興道路整備	142,500
		サイクリングロード整備	200,489
		長井古座線八郎山トンネル対策委託	77,003
	3 河川海岸費		2,192,266
		河川調査	98,736
		ダム修繕	194,960
		堤防改修	304,900
		河川修繕	1,171,200
		砂防修繕	266,919
		砂防調査	91,081
		小規模土砂災害対策	64,470
	4 港湾費		222,705
		港湾調査	70,000
		海岸調査	12,100
		海岸修繕	122,100
		空港修繕	4,545
		国際便受入機能強化	13,960
	5 都市計画費		380,974
		地方特定道路整備（街路）	209,600
		街路整備	27,374
		公園整備	144,000
	6 住宅費		707,885
		公営住宅建設	707,885
9 警察費			114,303
	1 警察管理費		62,492
		警察施設等整備	62,492
	2 警察活動費		51,811
		交通安全施設整備	51,811
10 教育費			342,946
	1 教育総務費		100,501
		教育ネットワーク・ICT環境整備	89,331

		不登校等総合対策	11,170
	5 特別支援学校費		23,509
		南紀・はまゆう支援学校再編整備	23,509
	6 社会教育費		35,619
		文化財保護育成補助 特別史跡岩橋千塚古墳群等保存整備・活用	8,855 26,764
	7 保健体育費		183,317
		和歌山ビッグ愛・ビッグホエール ・ビッグウエーブ維持運営管理	183,317
11 災害復旧費			9,465,163
	1 農林水産施設災害復旧費		1,873,763
		農地災害復旧	460,164
		農業用施設災害復旧	860,152
		林道災害復旧	385,415
		林地荒廃防止施設災害復旧	31,853
		山地等緊急災害復旧	86,579
		漁港施設災害復旧	26,762
		農協等共同利用施設災害復旧	22,838
	2 土木施設災害復旧費		7,564,475
		土木施設災害復旧	5,761,159
		災害土木単独復旧	1,803,316
	4 社会福祉施設災害復旧費		26,925
		老人福祉施設災害復旧	13,042
		障害者支援施設等災害復旧	13,883
	合	計	20,156,777

2 変 更					
款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費			493,401		515,249
	2 企 画 費		493,401		515,249
		地 籍 調 査	493,401	地 籍 調 査	515,249
6 農 林 水 産 業 費			4,792,001		7,186,607
	3 農 地 費		2,242,581		3,577,199
		県 営 中 山 間 総 合 整 備	502,076	県 営 中 山 間 総 合 整 備	773,016
		県 営 た め 池 等 整 備	1,600,103	県 営 た め 池 等 整 備	2,551,343
		地 す べ り 防 止 対 策	71,748	地 す べ り 防 止 対 策	93,321
		中 山 間 総 合 農 地 防 災	66,624	中 山 間 総 合 農 地 防 災	122,976
		団 体 営 た め 池 等 整 備	2,030	団 体 営 た め 池 等 整 備	36,543
		4 林 業 費	930,970		1,305,995
	森 林 環 境 保 全 整 備	433,903	森 林 環 境 保 全 整 備	593,903	
	補 助 林 道	50,000	補 助 林 道	157,990	
	一 般 治 山	447,067	一 般 治 山	554,102	
	5 水 産 業 費		1,618,450		2,303,413
		漁 港 施 設 整 備	1,618,450	漁 港 施 設 整 備	2,303,413
8 土 木 費			23,058,196		55,079,817
	2 道 路 橋 り よ う 費		6,660,050		27,456,815
		道 路 保 全	2,718,250	道 路 保 全	9,193,702
		公 共 事 業 国 道 改 良	696,000	公 共 事 業 国 道 改 良	3,137,000
		道 路 改 良	3,211,000	道 路 改 良	14,222,550
		小 規 模 道 路 改 良	34,800	小 規 模 道 路 改 良	903,563
	3 河 川 海 岸 費		13,385,886		21,215,315
		河 川 整 備	8,295,178	河 川 整 備	11,520,178
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	1,617,010	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	2,660,210
		砂 防	3,171,198	砂 防	5,459,876
災 害 緊 急 が け 崩 れ 対 策		29,800	災 害 緊 急 が け 崩 れ 対 策	818,151	

		海岸整備（海岸）	272,700	海岸整備（海岸）	756,900
4	港湾費		2,740,260		5,278,587
		港湾修繕	475,000	港湾修繕	29,500
		港湾施設整備	963,760	港湾施設整備	3,123,787
		県単港湾施設整備	68,000	県単港湾施設整備	76,000
		海岸整備（港湾）	1,060,500	海岸整備（港湾）	1,826,800
		空港整備	173,000	空港整備	222,500
5	都市計画費		272,000		1,129,100
		公共街路	272,000	公共街路	1,129,100
合		計	28,343,598		62,781,673

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和5年度元職員研修所解体撤去工事	自 令和5年度 至 令和6年度 (2年)	千円 277,728

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 令和5年度地震・津波観測情報システムサーバ等賃貸	自 令和6年度 (5年) 至 令和10年度	千円 18,070	令和6年度 (1年)	千円 1,390
2 令和5年度大阪・関西万博推進	自 令和6年度 (2年) 至 令和7年度	1,163,395	自 令和6年度 (2年) 至 令和7年度	664,917
3 令和5年度ドローンによる施設点検の自動化・迅速化	自 令和6年度 (2年) 至 令和7年度	43,120	自 令和6年度 (3年) 至 令和8年度	43,120

第4表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
家畜診療及び人工授精	千円 3,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
うめ研究所運営	18,000	以下同上	以下同上	以下同上
特別史跡岩橋千塚 古墳群等保存整備 ・活用	24,400			
公立大学法人運営	6,400			
脱炭素化推進事業	34,300			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 3,230,000	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	921,500	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 海 岸 事 業	1,010,200			
公 共 農 業 農 村 事 業	1,121,400			
公 共 災 害 関 連 事 業	4,459,900			
公 共 治 山 事 業	273,100			
公 共 治 水 事 業	2,617,100			
公 共 林 道 事 業	88,300			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 3,186,500	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
551,700	以下同上	以下同上	以下同上
904,300			
931,100			
3,870,800			
235,300			
2,540,900			
62,700			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共水産基盤事業	千円 699,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共都市計画事業	736,500	以下同上	以下同上	以下同上
公共道路事業	20,696,900			
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	15,683,800			
過年補助災害復旧 事業	58,200			
現年補助災害復旧 事業	5,417,100			
単独災害復旧事業	4,602,700			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 697,800	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
730,200	以下同上	以下同上	以下同上
18,542,200			
17,364,200			
19,900			
4,859,400			
2,835,200			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業	千円 128,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
社会福祉施設整備 事業	111,100	以下同上	以下同上	以下同上
半島振興道路整備 事業	151,400			
学校施設整備事業	2,216,100			
警察施設整備事業	649,300			
地方道路等整備 事業	940,900			
相談センター体育 施設整備・運営	322,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 400,300	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
33,000	以下同上	以下同上	以下同上
546,900			
2,121,500			
573,700			
500,500			
306,800			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境衛生研究センター 再整備	千円 274,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
動物愛護センター ・鳥獣保護センター 運営	9,400	以下同上	以下同上	以下同上
産業技術専門学院 整備	16,500			
畜産試験場運営	98,600			
小規模土砂災害対策	13,100			
空港修繕	2,000			
和歌山ビッグ愛・ ビッグホエール・ ビッグウエーブ 維持運営管理	169,700			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 197,400	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
9,600	以下同上	以下同上	以下同上
—			
123,200			
10,100			
20,400			
198,100			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域活性化事業	千円 540,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰 上償還又は低 利借換えす ることができる。
防災対策事業	1,550,100	以下同上	以下同上	以下同上
公共施設等適正 管理推進事業	2,870,000			
災害緊急がけ崩れ 対策	101,900			
行政改革推進	4,757,100			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	1,161,600			
臨時財政対策	4,000,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 516,100	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
1,139,100	以下同上	以下同上	以下同上
2,784,300			
107,300			
—			
1,071,200			
1,759,641			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急自然災害防止 対策事業	千円 3,947,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行（ 他の地方公共 との共同発行 を含む。）	%  5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率）	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
緊急浚渫推進事業	1,169,500	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>4,095,100</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
<p>1,571,200</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 16,600	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	災害弔慰金の支給等に関する法律第15条第2項の規定による融資条件に従うものとする。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 4,733	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律第15条第2項の規定による融資条件に従うものとする。</p>



## 令和５年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算

令和５年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,875千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 127,165	千円 △70,001	千円 57,164
	1 繰越金	127,165	△70,001	57,164
3 諸収入		85,559	△14,124	71,435
	2 貸付金元利収入	61,671	△9,905	51,766
	3 雑収入	23,883	△4,219	19,664
<b>歳入合計</b>		<b>213,000</b>	<b>△84,125</b>	<b>128,875</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 213,000	千円 △84,125	千円 128,875
	1 農 業 費	8,356	31	8,387
	2 林 業 費	174,468	△84,156	90,312
<b>歳 出 合 計</b>		<b>213,000</b>	<b>△84,125</b>	<b>128,875</b>



## 令和5年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 14,996	千円 8,332	千円 23,328
	1 繰越金	14,996	8,332	23,328
2 諸収入		412,993	86,265	499,258
	2 貸付金元利収入	392,991	105,265	498,256
	3 雑収入	20,000	△19,000	1,000
<b>歳入合計</b>		<b>427,989</b>	<b>94,597</b>	<b>522,586</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商 工 費		千円 427,989	千円 94,597	千円 522,586
	1 中小企業振興資金助成費	427,989	94,597	522,586
<b>歳 出 合 計</b>		<b>427,989</b>	<b>94,597</b>	<b>522,586</b>



## 令和 5 年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

令和 5 年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,998 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 218,757 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 1	千円 56,632	千円 56,633
	1 繰越金	1	56,632	56,633
2 諸収入		186,758	△24,634	162,124
	1 貸付金元利収入	186,758	△24,634	162,124
<b>歳入合計</b>		<b>186,759</b>	<b>31,998</b>	<b>218,757</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 教 育 費		千円 186,759	千円 31,998	千円 218,757
	1 教 育 総 務 費	186,759	31,998	218,757
<b>歳 出 合 計</b>		<b>186,759</b>	<b>31,998</b>	<b>218,757</b>



## 令和5年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の職員住宅特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 166,219	千円 △4,143	千円 162,076
	1 財産運用収入	166,219	△4,143	162,076
2 諸収入		1	828	829
	2 雑収入	—	828	828
3 繰越金		—	26,537	26,537
	1 繰越金	—	26,537	26,537
<b>歳入合計</b>		<b>166,220</b>	<b>23,222</b>	<b>189,442</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 166,220	千円 23,222	千円 189,442
	1 職員住宅管理費	166,220	23,222	189,442
<b>歳 出 合 計</b>		<b>166,220</b>	<b>23,222</b>	<b>189,442</b>

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費			12,749
	1 職員住宅管理費		12,749
		職員住宅維持管理	12,749
合		計	12,749

千円

## 令和 5 年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算

令和 5 年度和歌山県の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550,689 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,238,685 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 30,243,186	千円 188,677	千円 30,431,863
	1 国庫負担金	20,782,673	△3,622	20,779,051
	2 国庫補助金	9,460,513	192,299	9,652,812
3 前期高齢者交付金		32,723,924	57,041	32,780,965
	1 前期高齢者交付金	32,723,924	57,041	32,780,965
5 財産収入		101	161	262
	1 財産運用収入	101	161	262
6 繰入金		6,896,127	129,685	7,025,812
	1 一般会計繰入金	6,579,379	△3,028	6,576,351
	2 基金繰入金	316,748	132,713	449,461
7 繰越金		2,298,309	△238,092	2,060,217
	1 繰越金	2,298,309	△238,092	2,060,217
8 諸収入		14,238	413,217	427,455
	1 雑収入	14,238	413,217	427,455
<b>歳入合計</b>		<b>102,687,996</b>	<b>550,689</b>	<b>103,238,685</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費等交付金		千円 80,929,538	千円 627,890	千円 81,557,428
	1 保険給付費等交付金	80,929,538	627,890	81,557,428
3 後期高齢者支援金等		14,953,585	△161,026	14,792,559
	1 後期高齢者支援金等	14,953,585	△161,026	14,792,559
4 前期高齢者納付金等		24,541	11,681	36,222
	1 前期高齢者納付金等	24,541	11,681	36,222
5 介護納付金		5,285,895	-	5,285,895
	1 介護納付金	5,285,895	-	5,285,895
6 病床転換支援金等		46	△23	23
	1 病床転換支援金等	46	△23	23
8 財政安定化基金支出金		2	60,459	60,461
	1 財政安定化基金支出金	2	60,459	60,461
9 保健事業費		120,468	10,740	131,208
	1 保健事業費	120,468	10,740	131,208
10 基金積立金		1,112,095	968	1,113,063
	1 基金積立金	1,112,095	968	1,113,063
<b>歳 出 合 計</b>		<b>102,687,996</b>	<b>550,689</b>	<b>103,238,685</b>



## 令和5年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,392,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,304,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 27,896,518	千円 481,789	千円 28,378,307
	1 収益事業収入	27,896,518	481,789	28,378,307
2 使用料及び手数料		1,347	△35	1,312
	1 使用料	1,347	△35	1,312
3 財産収入		33	96	129
	1 財産運用収入	32	96	128
4 繰越金		1	912,117	912,118
	1 繰越金	1	912,117	912,118
5 諸収入		13,910	△1,167	12,743
	2 雑収入	13,909	△1,167	12,742
<b>歳入合計</b>		<b>27,911,809</b>	<b>1,392,800</b>	<b>29,304,609</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 27,910,809	千円 1,392,800	千円 29,303,609
	1 競輪事業費	27,910,809	1,392,800	29,303,609
<b>歳 出 合 計</b>		<b>27,911,809</b>	<b>1,392,800</b>	<b>29,304,609</b>

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県営競輪特別事業費			12,011
	1 競輪事業費		12,011
		県営競輪開催	12,011
合		計	12,011

## 令和5年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,840千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ619,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 509,330	千円 20,229	千円 529,559
	1 使用料	509,330	20,229	529,559
2 財産収入		3	23	26
	1 財産運用収入	2	23	25
3 繰越金		1	83,398	83,399
	1 繰越金	1	83,398	83,399
4 諸収入		1,882	860	2,742
	3 雑収入	1,880	860	2,740
5 国庫支出金		—	3,330	3,330
	1 国庫補助金	—	3,330	3,330
<b>歳入合計</b>		<b>511,216</b>	<b>107,840</b>	<b>619,056</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 511,216	千円 107,840	千円 619,056
	1 港湾施設管理費	511,216	107,840	619,056
<b>歳 出 合 計</b>		<b>511,216</b>	<b>107,840</b>	<b>619,056</b>



## 令和5年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,989千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 209,975	千円 2,695	千円 212,670
	1 繰越金	209,975	2,695	212,670
3 繰入金		26,624	△11,684	14,940
	1 一般会計繰入金	26,624	△11,684	14,940
<b>歳入合計</b>		<b>847,162</b>	<b>△8,989</b>	<b>838,173</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 847,162	千円 △8,989	千円 838,173
	1 市町村振興費	847,162	△8,989	838,173
<b>歳 出 合 計</b>		<b>847,162</b>	<b>△8,989</b>	<b>838,173</b>



## 令和5年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の自動車税証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ877,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 917,000	千円 △40,000	千円 877,000
	1 証紙収入	917,000	△40,000	877,000
<b>歳入合計</b>		<b>917,000</b>	<b>△40,000</b>	<b>877,000</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 917,000	千円 △40,000	千円 877,000
	1 繰出金	917,000	△40,000	877,000
<b>歳出合計</b>		<b>917,000</b>	<b>△40,000</b>	<b>877,000</b>



## 令和5年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

令和5年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,430,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,443,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,064,013	千円 △88,791	千円 975,222
	1 財産売却収入	1,064,013	△88,791	975,222
2 繰入金		13,072	△10,906	2,166
	1 一般会計繰入金	13,072	△10,906	2,166
3 諸収入		22,417	△3,946	18,471
	1 貸付金元利収入	16,417	54	16,471
	2 雑収入	6,000	△4,000	2,000
4 県債		1,774,900	△1,326,900	448,000
	1 県債	1,774,900	△1,326,900	448,000
<b>歳入合計</b>		<b>2,874,402</b>	<b>△1,430,543</b>	<b>1,443,859</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		千円 2,756,312	千円 △1,430,483	千円 1,325,829
	1 土木管理用地取得事業費	16,417	54	16,471
	2 道路橋りょう用地取得事業費	2,739,895	△1,430,537	1,309,358
2 教 育 費		118,090	△60	118,030
	1 公用用地取得事業費	118,090	△60	118,030
<b>歳 出 合 計</b>		<b>2,874,402</b>	<b>△1,430,543</b>	<b>1,443,859</b>

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			385,000 <small>千円</small>
	2 道路橋りょう用地取得事業費		385,000
		新宮道路先行取得	385,000
合		計	385,000



第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新宮道路先行取得事業	千円 1,774,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 448,000	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。



## 令和 5 年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

令和 5 年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 377,792 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,227,841 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 3,969	千円 4,847	千円 8,816
	1 財産運用収入	3,969	4,847	8,816
2 繰入金		72,848,060	3,639,161	76,487,221
	1 一般会計繰入金	71,691,923	3,726,999	75,418,922
	2 特別会計繰入金	1,155,422	△87,838	1,067,584
3 県債		42,753,604	△4,021,800	38,731,804
	1 県債	42,753,604	△4,021,800	38,731,804
<b>歳入合計</b>		<b>115,605,633</b>	<b>△377,792</b>	<b>115,227,841</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 115,605,633	千円 △377,792	千円 115,227,841
	1 公 債 費	115,605,633	△377,792	115,227,841
<b>歳 出 合 計</b>		<b>115,605,633</b>	<b>△377,792</b>	<b>115,227,841</b>

第2表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 42,753,604	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 38,731,804	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。



## 令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	53,788人	52,565人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	147.4人	144.0人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,306,495千円	△18,099千円	2,288,396千円
第1項 医業収益	1,220,836千円	△29,580千円	1,191,256千円
第2項 医業外収益	1,085,659千円	11,481千円	1,097,140千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,124,708千円	△7,334千円	2,117,374千円
第1項 医業費用	2,072,615千円	△8,006千円	2,064,609千円
第2項 医業外費用	51,993千円	672千円	52,665千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	345,537千円	△1,236千円	344,301千円
第1項 企業債	51,700千円	△2,000千円	49,700千円
第2項 他会計負担金	293,837千円	764千円	294,601千円
	支	出	
第1款 資本的支出	395,005千円	△1,236千円	393,769千円
第1項 建設改良費	59,874千円	△1,236千円	58,638千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第8条に定めた職員給与費「1,402,348千円」を「1,396,280千円」に改める。

第7条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「111,370千円」を「119,931千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院施設改修事業	千円 28,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 26,300	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>



## 令和5年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(4) 主要な建設改良事業費		

海底横断管更新工事	578,080千円	51,909千円
-----------	-----------	----------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	815,971千円	△1,247千円	814,724千円
第2項 営業外収益	105,404千円	△1,247千円	104,157千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	717,029千円	12,221千円	729,250千円
第1項 営業費用	695,499千円	4,010千円	699,509千円
第2項 営業外費用	16,516千円	8,201千円	24,717千円
第3項 特別損失	14千円	10千円	24千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額779,257千円は、建設改良積立金640,000千円及び過年度分損益勘定留保資金139,257千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額138,752千円は、建設改良積立金130,000千円及び過年度分損益勘定留保資金8,752千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	412,300千円	112,300千円	524,600千円
第2項 国庫補助金	－千円	112,300千円	112,300千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,191,557千円	△528,205千円	663,352千円
第1項 建設改良費	1,181,557千円	△528,205千円	653,352千円

第5条 予算第7条に定めた職員給与費「208,688千円」を「209,397千円」に改める。



## 令和5年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	348,698千円	87千円	348,785千円
第1項 営業収益	170,341千円	△1,386千円	168,955千円
第2項 営業外収益	178,357千円	1,473千円	179,830千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	108,075千円	2,170千円	110,245千円
第1項 営業費用	100,640千円	△2,694千円	97,946千円
第2項 営業外費用	7,425千円	4,864千円	12,289千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	432,000千円	△128,130千円	303,870千円
第1項 企業債	432,000千円	△128,130千円	303,870千円
	支	出	
第1款 資本的支出	722,000千円	△128,130千円	593,870千円
第2項 企業債償還金	712,000千円	△128,130千円	583,870千円

第4条 予算第5条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第5条 予算第7条に定めた職員給与費「25,326千円」を「23,152千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円		%	
御坊工業団地 (熊野)	50,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他	5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
西浜工業団地	282,000	(2)借入時期		
日高港工業団地	100,000	令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。		
		(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行		

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円		%	
48,270	(1)借入先 政府、銀行又はその他	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
255,600	(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
-	(3)借入方法 普通貸借又は債券発行		



## 令和5年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和5年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間総処理水量	8,087,868 <sup>m<sup>3</sup></sup>	7,487,262 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(3) 1日平均処理水量	22,098 <sup>m<sup>3</sup></sup>	20,457 <sup>m<sup>3</sup></sup>

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	2,843,469千円	△65,899千円	2,777,570千円
第1項 営業収益	915,484千円	△66,236千円	849,248千円
第2項 営業外収益	1,927,985千円	337千円	1,928,322千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	2,843,469千円	△65,899千円	2,777,570千円
第1項 営業費用	2,681,840千円	△65,829千円	2,616,011千円
第2項 営業外費用	161,629千円	△70千円	161,559千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,411,887千円	△193,428千円	1,218,459千円
第1項 企業債	173,000千円	△48,200千円	124,800千円
第2項 補助金	1,065,882千円	△97,164千円	968,718千円
第3項 負担金	173,005千円	△48,064千円	124,941千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,411,887千円	△193,428千円	1,218,459千円
第1項 建設改良費	821,310千円	△193,428千円	627,882千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「967,856千円」を「945,446千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 91,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	81,500	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 71,700	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
53,100	同上	同上	同上

和歌山県報

令和六年三月十五日

号外

別冊